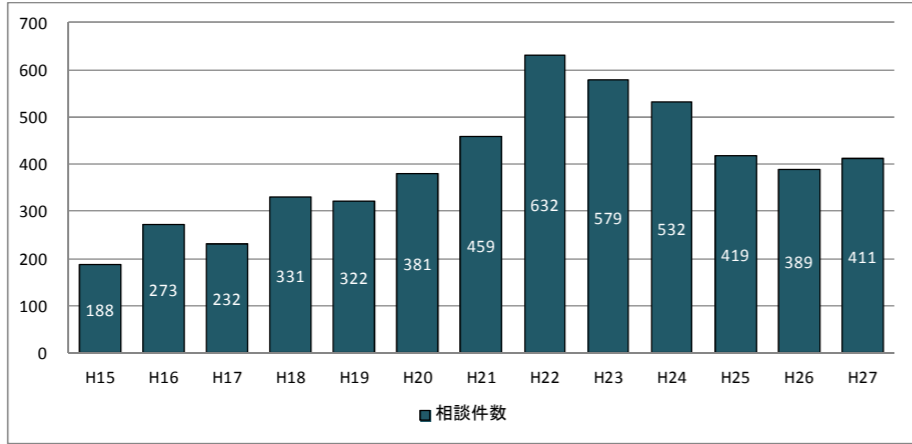
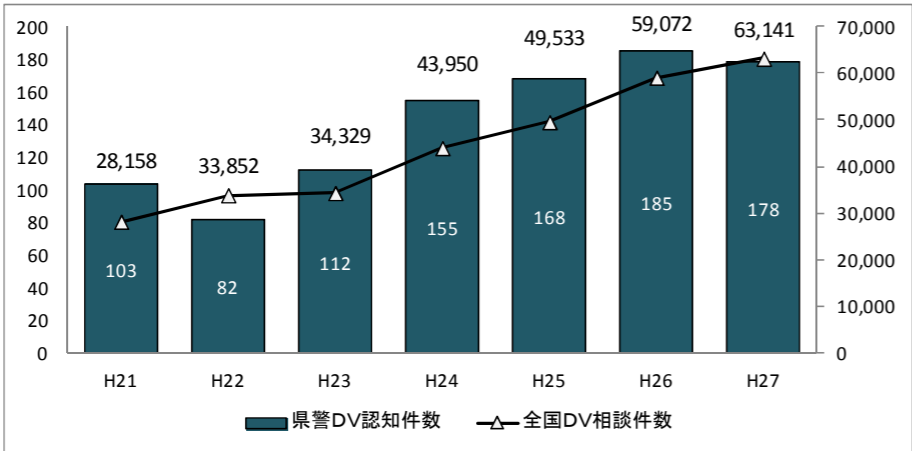
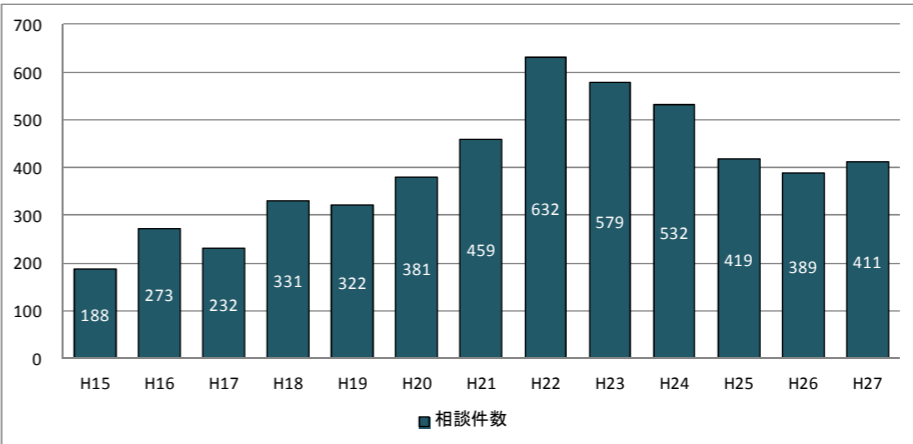
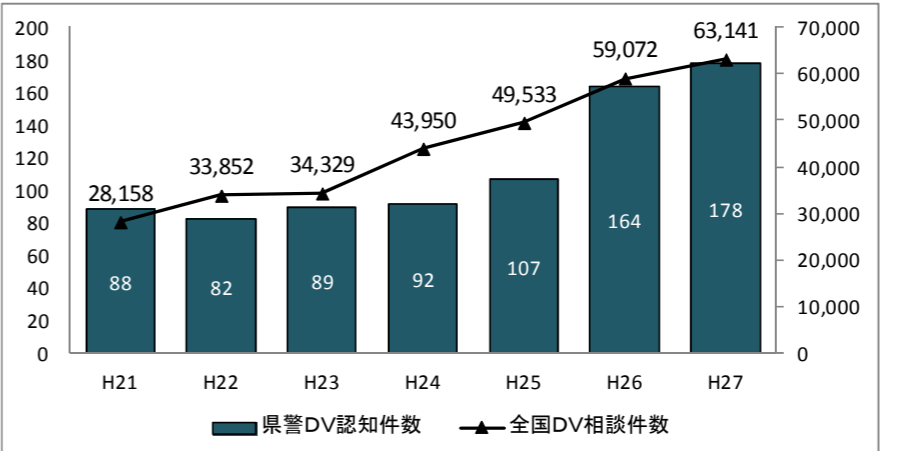


「第3次高知県DV被害者支援計画案」(意見反映) 新旧対照表

新	旧
<p>【6ページ】</p> <p>2 DVに関する相談の状況</p> <p>(1) DVに関する相談件数等</p> <p>県の配偶者暴力相談支援センターに寄せられるDV相談の件数は、センター設立の翌年度の平成15年度の188件から徐々に増加した後、平成22年度の632件をピークに減少に転じ、近年は400件前後で推移しています。</p> <p><u>一方で、高知県警察におけるDV認知件数は平成24年度から大きく増加しており、県内におけるDVの件数が減少しているとは言えない状況にあります。</u></p> <p>●配偶者暴力相談支援センターでのDVに関する相談件数推移</p>  <p>●警察におけるDV認知件数推移</p> 	<p>【6ページ】</p> <p>2 DVに関する相談の状況</p> <p>(1) DVに関する相談件数等</p> <p>県の配偶者暴力相談支援センターに寄せられるDV相談の件数は、センター設立の翌年度の平成15年度の188件から徐々に増加した後、平成22年度の632件をピークに減少に転じ、近年は400件前後で推移しています。</p> <p><u>また、高知県警察におけるDV認知件数は平成25年まではほぼ横ばいでしたが、26年に大きく増加しています。</u></p> <p>●配偶者暴力相談支援センターでのDVに関する相談件数推移</p>  <p>●警察におけるDV認知件数推移</p> 

3 一時保護の状況

(1) 一時保護件数等

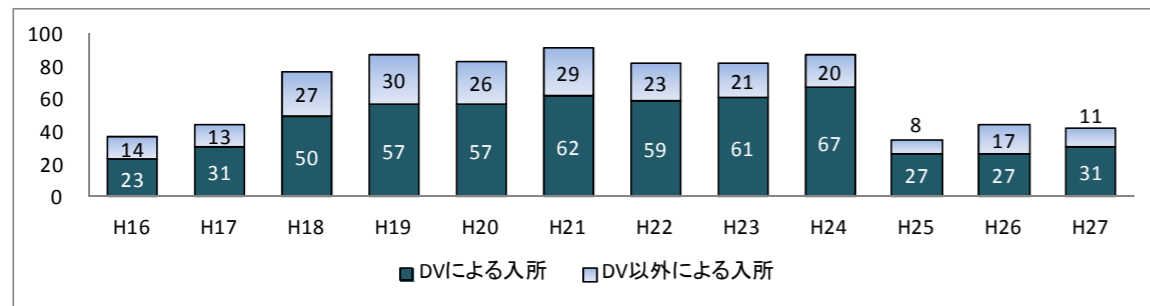
女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）の一時保護件数は、平成18年度から24年度までは、80件から90件程度で推移していましたが、近年は40件前後で推移しています。

うち、DVを理由とした一時保護件数は、平成15年度の24件から平成24年度の67件までは概ね増加傾向にありましたが、平成25年度以降は30件前後でほぼ横ばいの状況が続いています。また、一時保護の理由としてはDVの割合が最も高く、概ね6割から8割の間で推移しています。

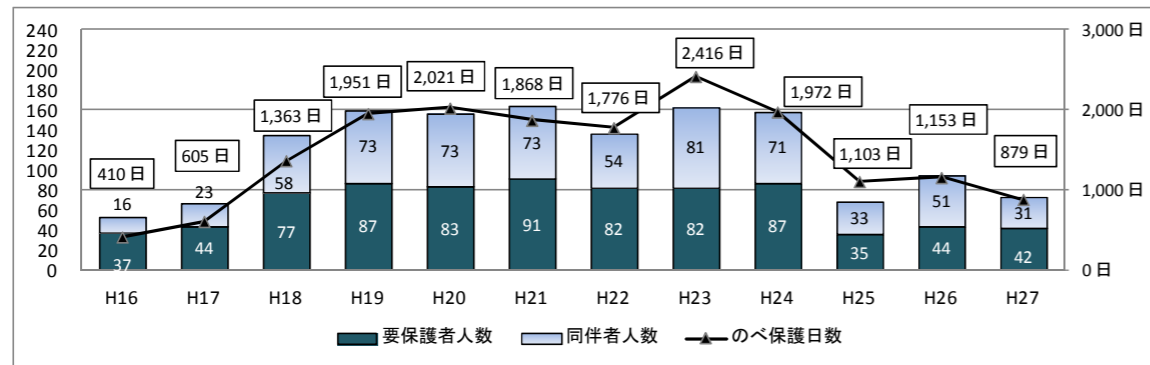
また、一時保護された要保護者と同伴者の人数と、のべ保護日数は、平成23年度をピークに、近年は減少傾向にあります。

●女性相談支援センターにおける一時保護件数推移

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
DV以外による入所	14	13	27	30	26	29	23	21	20	8	17	11
DVによる入所	23	31	50	57	57	62	59	61	67	27	27	31
DVの割合	62.2%	70.5%	64.9%	65.5%	68.7%	68.1%	72.0%	74.4%	77.0%	77.1%	61.4%	73.8%
一時保護件数	37	44	77	87	83	91	82	82	87	35	44	42



●要保護者、同伴者人数及びのべ保護日数推移



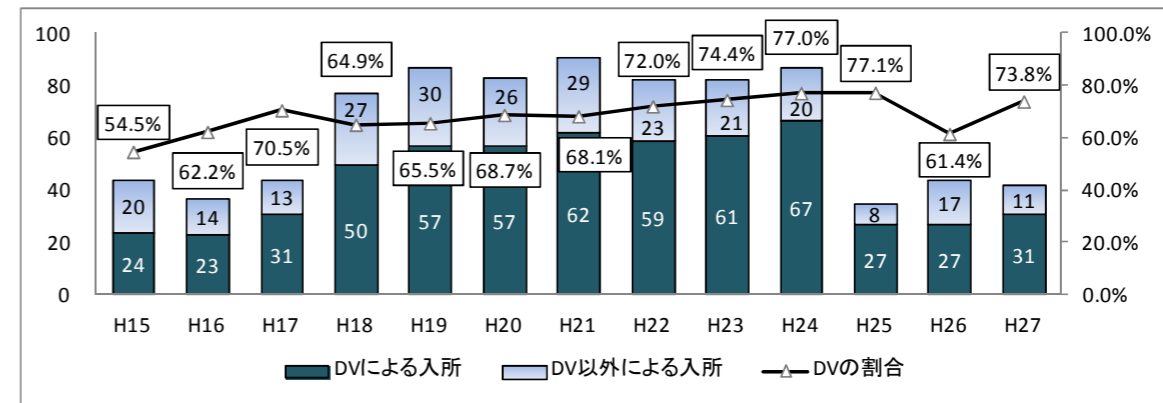
3 一時保護の状況

(1) 一時保護件数等

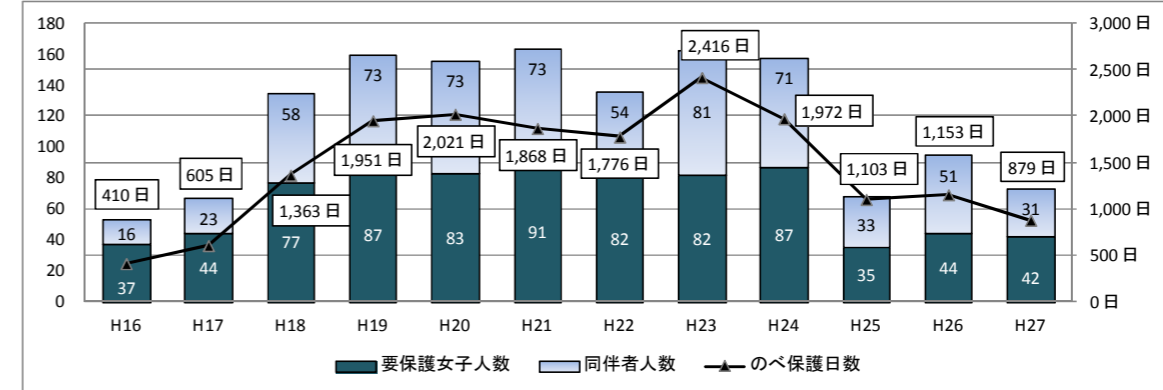
女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）の一時保護件数は、平成18年度から24年度までは、80件から90件程度で推移していましたが、近年は40件前後で推移しています。

うち、配偶者暴力相談支援センターでの、DVを理由とした一時保護件数は、平成15年度の24件から平成24年度の67件までは概ね増加傾向にありましたが、平成25年度以降は30件前後でほぼ横ばいの状況が続いています。また、一時保護の理由としてはDVの割合が最も高く、概ね6割から8割の間で推移しています。

●女性相談支援センターにおける一時保護件数推移



●要保護女子・同伴児・者人数及びのべ保護日数推移



【10ページ】

1 計画の基本的認識

- (1) 略
- (2) DVは、**被害者はもとより**DVが行われる家庭の子どもやその他の家族の心身にも深刻な影響を及ぼすものです。被害者は、自らの意思に基づき、安全に、安心して、自分らしい生活を営む権利があります。

2 第3次計画の策定にあたっての視点

- (1) 関係機関・団体間の連携のさらなる強化  
DVの防止や、早期発見、保護から自立に向けた一連の被害者支援の取組は、広範で多岐にわたるため、国や県、市町村といった**公的機関と**民間支援団体等が連携して取り組んでいくことが不可欠です。そのため、関係機関・団体間の連携の強化に向けて取り組みます。

【16ページ】

【現状と課題】

- 略
- DVは、犯罪ともなる行為をも含む重大な人権侵害の一つです。**乳幼児期**からそれぞれの年齢に応じた人権教育を行い、相手の人格を尊重するとともに、自分を大切に思う自尊感情を育てることが、DVやいじめ、様々な虐待や差別等の人権侵害を解消する上で非常に重要となります。

【今後の取組】

**保育所・幼稚園等**から小学校・中学校・高等学校・専門学校・大学等と、それぞれの年齢に応じてDV防止を含めた人権教育を継続的に行うとともに、職域や地域等における人権研修実施の働きかけ等により、DVを許さない社会づくりに向けた県民の意識の醸成を図ります。

取組項目) ①生涯にわたる人権教育の推進	担当課等
●学校・保育所・幼稚園等における人権教育の推進	教育委員会
●対人関係を築くことが苦手な子どもに配慮した教育の実施 障害などにより、対人関係を築くことが苦手な子どもがいます。このような子どもの場合、周りの理解が得られないことから精神的に不安定となり、時として暴力に訴えがちになります。対応は、早いほど効果的であることから、 <b>乳幼児期</b> から子どもの特性を十分理解した対応と、長所を伸ばしていく指導を続けることが大切であり、このような視点での教育を進めるため、校内支援体制づくりの推進や、マニュアル等の作成・活用を図ります。	教育委員会

【10ページ】

1 計画の基本的認識

- (1) 略
- (2) DVは、DVが行われる家庭の子どもやその他の家族の心身にも深刻な影響を及ぼすものです。被害者は、自らの意思に基づき、安全に、安心して、自分らしい生活を営む権利があります。

2 第3次計画の策定にあたっての視点

- (1) 関係機関・団体間の連携のさらなる強化  
DVの防止や、早期発見、保護から自立に向けた一連の被害者支援の取組は、広範で多岐にわたるため、国や県、市町村といった**公的機関の他、**民間支援団体等が連携して取り組んでいくことが不可欠です。そのため、関係機関・団体間の連携の強化に向けて取り組みます。

【16ページ】

【現状と課題】

- 略
- DVは、犯罪ともなる行為をも含む重大な人権侵害の一つです。**幼少期**からそれぞれの年齢に応じた人権教育を行い、相手の人格を尊重するとともに、自分を大切に思う自尊感情を育てることが、DVやいじめ、様々な虐待や差別等の人権侵害を解消する上で非常に重要となります。

【今後の取組】

**幼少期**から小学校・中学校・高等学校・専門学校・大学等と、それぞれの年齢に応じてDV防止を含めた人権教育を継続的に行うとともに、職域や地域等における人権研修実施の働きかけ等により、DVを許さない社会づくりに向けた県民の意識の醸成を図ります。

取組項目) ①生涯にわたる人権教育の推進	担当課等
●学校・保育所・幼稚園等における人権教育の推進	教育委員会
●対人関係を築くことが苦手な子どもに配慮した教育の実施 障害などにより、対人関係を築くことが苦手な子どもがいます。このような子どもの場合、周りの理解が得られないことから精神的に不安定となり、時として暴力に訴えがちになります。対応は、早いほど効果的であることから、 <b>幼少期</b> から子どもの特性を十分理解した対応と、長所を伸ばしていく指導を続けることが大切であり、このような視点での教育を進めるため、校内支援体制づくりの推進や、マニュアル等の作成・活用を図ります。	教育委員会

【21ページ】

加害者の更生のためには、まずは加害者本人がDVとは何かを理解し、今後繰り返さないと決意することが大切です。そのため、加害者の気づきを促し、相談窓口の周知を図るための広報・啓発と、相談窓口の対応充実に向けた人材育成に取り組みます。

また、加害者更生に関する国の調査研究の動向や、他県等の取組情報を積極的に収集し、その情報を活用して、加害者の更生を促す対策を検討します。

取組項目) ②加害者の気づき・更生を促す広報・啓発や相談の実施	担当課等
●加害者を対象とした各種相談の実施	ソーレ 精神保健福祉センター 福祉保健所
●加害者に対するDV防止の意識啓発と相談窓口の周知	県民生活・男女共同参画課 ソーレ 精神保健福祉センター
●加害者更生プログラムに関する情報の収集と対応の検討 国の調査研究の動向や、他県等の取組情報を積極的に収集し、加害者の更生を促す対策を検討します。	県民生活・男女共同参画課 ソーレ

【23ページ】

取組項目) ①配偶者暴力相談支援センターの周知	担当課等
●広報紙、テレビ、ラジオ、ホームページ等多様な広報媒体を活用した周知	県民生活・男女共同参画課 ソーレ 人権啓発センター
●リーフレット等を活用した周知	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター ソーレ
●「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心とした、関係機関・団体と連携した集中的な周知の実施	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター ソーレ、人権啓発センター
●市町村等関係機関・団体・企業等の広報媒体を活用した周知実施の働きかけ 身近な情報紙として目に触れる機会が多い市町村の広報紙や、企業の社内報・団体の会報等で、DVに関する情報とともに、配偶者暴力相談支援センター等の相談窓口の周知を図るよう働きかけます。 また、その際、広報紙等に掲載しやすいよう、参考用の広報文案をいくつか作成し、広報の後押しをします。	県民生活・男女共同参画課

【21ページ】

加害者の更生のためには、まずは加害者本人がDVとは何かを理解し、今後繰り返さないと決意することが大切です。そのため、加害者の気づきを促し、相談窓口の周知を図るための広報・啓発と、相談窓口の対応充実に向けた人材育成に取り組みます。

また、加害者更生に関する国の調査研究の動向や、他県等の取組情報を収集するとともに、加害者の更生を促す対策へとつなげます。

取組項目) ②加害者の気づき・更生を促す広報・啓発や相談の実施	担当課等
●加害者を対象とした各種相談の実施	ソーレ 精神保健福祉センター 福祉保健所
●加害者に対するDV防止の意識啓発と相談窓口の周知	県民生活・男女共同参画課 ソーレ 精神保健福祉センター
●加害者更生プログラムに関する情報の収集と対応の検討 国や他県の情報を収集するとともに、その情報を活用した対応策を検討します。	県民生活・男女共同参画課 ソーレ

【23ページ】

取組項目) ①配偶者暴力相談支援センターの周知	担当課等
●広報紙、テレビ、ラジオ、ホームページ等多様な広報媒体を活用した周知	県民生活・男女共同参画課 ソーレ 人権啓発センター
●リーフレット等を活用した周知	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター ソーレ
●「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心とした、関係機関・団体と連携した集中的な周知の実施	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター ソーレ、人権啓発センター
●市町村等関係機関・団体・企業等の広報媒体を活用した周知実施の働きかけ 身近な情報紙として目に触れる機会が多い市町村の広報紙や、企業の社内報・団体の会報等で、DVに関する情報とともに、配偶者暴力相談支援センター等の相談窓口の周知を図るよう働きかけます。	県民生活・男女共同参画課

【24ページ】

取組項目) ②DV被害者の早期発見、通報及び相談につなげる体制整備	担当課等
●配偶者暴力相談支援センターと警察の連携による24時間対応できる体制の確保	女性相談支援センター 警察本部
●地域における企業、関係機関・団体・者との連携強化・理解促進のための取組の実施	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 児童家庭課／児童相談所 地域福祉政策課、高齢者福祉課、障害保健福祉課 教育委員会
●医療・福祉・教育・司法関係者に対する情報提供及び連携の強化 DV被害者に関わることの多い、医療・福祉・教育・司法関係者に対して、DVの啓発や被害者を発見した時の対応の仕方等の周知とともに情報共有を図ることで、配偶者暴力相談支援センター等への通報につなげるなど、連携を強化します。 <u>また、配偶者暴力相談支援センターは被害者の状況に応じて、一時保護を行うほか、適切な支援機関につなぐ等の対応を行います。</u>	女性相談支援センター 福祉保健所 児童相談所 県立病院課 教育委員会

【27ページ】

取組項目) ④県のお他機関との連携強化	担当課等
●福祉保健所と配偶者暴力相談支援センターとの情報共有及び連携の強化 福祉保健所は、生活保護や母子生活支援施設への入所、児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金の貸付け等の各種福祉制度の情報提供を行うとともに、各制度の適切な運用により、被害者の経済面での支援を行います。 <u>また、日常業務の中でもDVが疑われる事例があれば、被害者本人に対して、配偶者暴力相談支援センターへの相談を勧めるとともに、必要に応じて同行や通報等を行います。</u> 福祉保健所とセンターは、DV関係機関連絡会議等の様々な機会を捉えて、相互に連携、情報共有を行い、個々のケースに最適な方法を模索し、支援を実施します。	女性相談支援センター 福祉保健所

【24ページ】

取組項目) ②DV被害者の早期発見、通報及び相談につなげる体制整備	担当課等
●配偶者暴力相談支援センターと警察の連携による24時間対応できる体制の確保	女性相談支援センター 警察本部
●地域における企業、関係機関・団体・者との連携強化・理解促進のための取組の実施	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 児童家庭課／児童相談所 地域福祉政策課、高齢者福祉課、障害保健福祉課 教育委員会
●医療・福祉・教育・司法関係者に対する情報提供及び連携の強化 DV被害者に関わることの多い、医療・福祉・教育・司法関係者に対して、DVの啓発や被害者を発見した時の対応の仕方等の周知とともに情報共有を図ることで、配偶者暴力相談支援センター等への通報につなげるなど、連携を強化します。	女性相談支援センター 福祉保健所 児童相談所 県立病院課 教育委員会

【27ページ】

取組項目) ④県のお他機関との連携強化	担当課等
●福祉保健所と配偶者暴力相談支援センターとの情報共有及び連携の強化 福祉保健所は、生活保護や母子生活支援施設への入所、児童扶養手当、母子寡婦福祉資金の貸付け等の各種福祉制度の情報提供を行うとともに、各制度の適切な運用により、被害者の経済面での支援を行います。 <u>また、「心の健康相談」を通じた被害者及び加害者の心のケアや、市町村と連携した育児支援を行うほか、日常業務の中でもDVが疑われる事例があれば、被害者本人に対して、配偶者暴力相談支援センターへの相談を勧めるとともに、必要に応じて同行や通報等を行います。</u> 福祉保健所とセンターは、DV関係機関連絡会議等の様々な機会を捉えて、相互に連携、情報共有を行い、個々のケースに最適な方法を模索し、支援を実施します。	女性相談支援センター 福祉保健所

【31ページ】

取組項目) ④若者や男性等、誰もが相談しやすい環境づくり	担当課等
●児童生徒が安心して相談できる環境づくり	教育委員会
●男性や性的少数者を対象とした相談の実施	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター ソーレ
●インターネットを活用した相談しやすい環境づくり <u>ホームページの充実などにより、情報の収集や相談へのアクセスのしやすさに配慮します。</u>	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター ソーレ

【36ページ】

取組項目) ②子どもの心身のケアの充実	担当課等
●児童相談所と配偶者暴力相談支援センターが連携した子どもの心理判定やカウンセリング等の実施	女性相談支援センター 児童相談所
●療育福祉センターと配偶者暴力相談支援センターが連携した障害の心配のある子どもへの対応	女性相談支援センター 療育福祉センター
●心の教育センター等と配偶者暴力相談支援センターが連携した心配のある子どもへの対応 不登校や子どもの教育・就学に関する相談対応などを行っている、心の教育センター等と連携し面談を行うなど、心配のある子どもへの対応を充実させ、課題解決に向けた支援を行います。	女性相談支援センター 教育委員会

【36ページ】

取組項目) ③保育、学習支援の充実	担当課等
●安心して遊ぶことのできる環境の整備	女性相談支援センター 教育委員会
●学校と連携した一時保護所での就学支援	女性相談支援センター 教育委員会
●就学のための様々な制度の情報提供と手続支援 <u>小・中・高等学校等の就(修)学支援、高校・大学・専門学校等の奨学金の給付や貸付などの各種就(修)学支援のための制度の情報提供や実施により、進学を希望する子どもたちを支援します。</u>	女性相談支援センター 私学・大学支援課 教育委員会

【31ページ】

取組項目) ④若者や男性等、誰もが相談しやすい環境づくり	担当課等
●児童生徒が安心して相談できる環境づくり	教育委員会
●男性や性的少数者を対象とした相談の実施	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター ソーレ

【36ページ】

取組項目) ②子どもの心身のケアの充実	担当課等
●児童相談所と配偶者暴力相談支援センターが連携した子どもの心理判定やカウンセリング等の実施	女性相談支援センター 児童相談所
●療育福祉センターと配偶者暴力相談支援センターが連携した障害の心配のある子どもへの対応	女性相談支援センター 療育福祉センター
●心の教育センター・高知市教育研究所と配偶者暴力相談支援センターが連携した心配のある子どもへの対応 不登校や子どもの教育・就学に関する相談対応などを行っている、心の教育センターや教育研究所と連携し面談を行う等、心配のある子どもへの対応を充実させ、課題解決に向けた支援を行います。	女性相談支援センター 教育委員会(心の教育センター)

【36ページ】

取組項目) ③保育、学習支援の充実	担当課等
●安心して遊ぶことのできる環境の整備	女性相談支援センター 教育委員会
●学校と連携した一時保護所での就学支援	女性相談支援センター 教育委員会
●就学のための様々な制度の情報提供と手続支援 <u>高等学校等の就学支援金制度及び奨学金の貸付制度や、大学・専門学校の奨学金貸付制度等の情報を提供する他、就学支援金制度の実施や奨学金の貸与要件の緩和等を実施することで、進学を希望する子どもたちを支援します。</u>	女性相談支援センター 教育委員会(高等学校課)

【38ページ】

取組項目) ①一時保護所以外で保護できる場の確保	担当課等
<p>●民間シェルター及び社会福祉施設等との連携による一時保護体制の充実</p> <p>一時保護所が満室の場合や、一時保護所への避難が困難な遠隔地の被害者、加害者に一時保護所の所在地が知られているために一時保護所への避難が危険な被害者、また、高齢者や障害者、男性の被害者など一時保護所での保護が困難な被害者などに対応できるよう、一時保護の委託が可能な民間シェルターや社会福祉施設等の確保に努め、被害者と同伴者が安心して過ごすことができる体制を整えます。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター</p>

【39ページ】

取組項目) ①一時保護所入所時からの継続した自立支援	担当課等
<p>●日常生活支援のための配偶者暴力相談支援センターの自立支援担当職員による継続的支援の実施</p> <p>配偶者暴力相談支援センターでは、自立支援員担当職員（生活サポーター）を中心に、一時保護所入所時から被害者に寄り添って、退所後の自立に向けての支援を行います。必要に応じて、退所後も継続した家庭訪問や見守りを行うことで、被害者の自立を促します。</p>	<p>女性相談支援センター</p>

【40ページ】

取組項目) ②各種支援制度の情報提供及び利用・手続きに関する支援	担当課等
<p>●生活保護、保育支援、就労支援制度及び保証料補給制度、融資制度等の各種支援に関する情報提供及び利用に向けた支援</p> <p>被害者の自立のためには、生活保護や児童扶養手当の受給、母子生活支援施設の利用、母子父子寡婦福祉資金貸付制度等の各種福祉制度の活用が必要となる場合があります。その他、職業訓練を受ける際の託児サービスの提供や民間支援団体の協力による貸付金や給付金、保証料の助成等についての情報提供や、利用・手続きの支援（書類の作成、申請の際の同行等）等を行います。</p>	<p>女性相談支援センター 福祉保健所 児童家庭課 雇用労働政策課</p>

【38ページ】

取組項目) ①配偶者暴力相談支援センターの一時保護所以外で保護できる場の確保	担当課等
<p>●民間シェルター及び社会福祉施設等との連携による一時保護体制の充実</p> <p>一時保護所が満室の場合や、一時保護所（高知市）への避難が困難な遠隔地の被害者、加害者に一時保護所の所在地が知られているために一時保護所への避難が危険な被害者、また、高齢者や障害者、男性の被害者など一時保護所での保護が困難な被害者などに対応できるよう、一時保護の委託が可能な民間シェルターや社会福祉施設等の確保に努め、被害者と同伴者が安心して過ごすことができる体制を整えます。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター</p>

【39ページ】

取組項目) ①一時保護所入所時からの継続した自立支援	担当課等
<p>●日常生活支援のための配偶者暴力相談支援センターの自立支援担当職員による継続的支援の実施</p> <p>配偶者暴力相談支援センターでは、自立支援員担当職員（生活サポーター）を中心に、一時保護所入所時から退所後の自立に向けての支援を行います。必要に応じて、退所後も継続した家庭訪問や見守りを行うことで、被害者の自立を促します。</p>	<p>女性相談支援センター</p>

【40ページ】

取組項目) ②各種支援制度の情報提供及び利用・手続きに関する支援	担当課等
<p>●生活保護、保育支援、就労支援制度及び保証料補給制度、融資制度等の各種支援に関する情報提供及び利用に向けた支援</p> <p>被害者の自立のためには、生活保護や児童扶養手当の受給、また母子生活支援施設の利用などが必要となる場合がありますので、各種制度の情報提供や利用・手続きの支援（書類の作成、申請の際の同行等）を行います。</p> <p>また、職業訓練を受ける際等に、託児サービスを利用出来るように情報提供や周知を図ります。</p> <p>さらに、民間支援団体の協力による保証料の助成や、市町村役場、福祉事務所が窓口の母子・寡婦福祉資金貸付制度等の情報を提供します。</p>	<p>女性相談支援センター 福祉保健所 児童家庭課 雇用労働政策課</p>

【40ページ】

取組項目) ③住宅の確保に向けた支援	担当課等
● <b>県営住宅の募集時の優遇措置等による支援</b>	住宅課
● <b>県職員住宅及び県営住宅の短期利用の実施</b> 一時保護所退所者で、保証人や収入などの面から民間住宅等の確保が難しい被害者や男性被害者等に対して、県職員住宅や県営住宅の <b>短期利用による住宅の確保を図ります。</b>	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 職員厚生課 住宅課
● <b>民間事業者の協力による住宅に関する情報の提供</b> 民間団体や民間事業者等の協力を得て、住宅の確保のため <b>の</b> 情報を提供します。	女性相談支援センター <b>住宅課</b>

【43ページ】

取組項目) ①関係機関の連携によるDV被害者の情報共有と見守り	担当課等
● <b>保護命令発令後の安全の確保</b>	女性相談支援センター 教育委員会 警察本部
● <b>地域のネットワークの構築による情報共有</b>	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 地域福祉政策課 高齢者福祉課 児童家庭課／児童相談所、福祉保健所、教育委員会、警察本部
● <b>住民基本台帳の閲覧等の禁止の趣旨及び留意点の周知</b>	市町村振興課
● <b>要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携</b>	地域福祉政策課 児童相談所 教育委員会
● <b>児童相談所や福祉保健所等による育児支援</b>	福祉保健所 児童相談所
● <b>関係機関との連携による面会交流における支援の検討</b> <u>被害者の中には、加害者と子どもとの面会交流に不安を感じている人もいます。このため、面会交流を円滑に実施するうえで、具体的にどういった形の協力が可能か検討します。</u>	県民生活・男女共同参画課 児童家庭課

【41ページ】

取組項目) ③住宅の確保に向けた支援	担当課等
● <b>県営住宅の募集時の優遇措置等による支援</b>	住宅課
● <b>県職員住宅及び県営住宅の短期利用の実施</b> 一時保護所退所者で、保証人や収入などの面から民間住宅等の確保が難しい被害者や男性被害者等に対して、県職員住宅や県営住宅の <b>目的外使用等による短期利用を可能とします。</b>	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 職員厚生課 住宅課
● <b>民間事業者の協力による住宅に関する情報の提供</b> 民間団体や民間事業者の協力を得て、住宅の確保のため <b>に</b> 情報を提供します。	女性相談支援センター

【43ページ】

取組項目) ①関係機関の連携によるDV被害者の情報共有と見守り	担当課等
● <b>保護命令発令後の安全の確保</b>	女性相談支援センター 教育委員会 警察本部
● <b>地域のネットワークの構築による情報共有</b>	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 地域福祉政策課 高齢者福祉課 児童家庭課／児童相談所、福祉保健所 教育委員会、警察本部
● <b>住民基本台帳の閲覧等の禁止の趣旨及び留意点の周知</b>	市町村振興課
● <b>要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携。</b>	地域福祉政策課 児童相談所 教育委員会
● <b>児童相談所や福祉保健所等による育児支援</b>	福祉保健所 児童相談所



【43ページ】

取組項目) ②被害者及び子どもの心身の回復の支援	担当課等
<p>●<b>関係機関の連携による子どもの心身の成長の見守り</b>                      学校や<b>保育所・幼稚園</b>等を中心とした、関係機関による連携した心身の成長の見守りや支援を実施することで、暴力の連鎖を防ぎます。                      また、子どもの自尊感情を育むための保育・教育・子育てに関する研修等を保育者や保護者等に対して行うことで、子どもの心身の健康回復や健やかな成長につなげます。</p>	福祉保健所 児童相談所 教育委員会
<p>●<b>養護教諭・スクールカウンセラー等による学校での<b>ケアの充実</b></b>                      養護教諭やスクールカウンセラーを対象に、子どもの心身の健康状態を把握し、適切に対応できるスキルの向上のための研修を実施するとともに、子どもや保護者、教員が相談しやすい環境づくりを行います。                      また、スクールカウンセラー等が講師となり、教職員の対応力向上のための校内研修等を実施し、学校全体の対応力アップを図ります。</p>	教育委員会
<p>●<b>スクールソーシャルワーカー及び市町村職員等による家庭等での<b>ケアの充実</b></b>                      被害者が地域で暮らすことができるよう、地域でのネットワークづくりのために、学校や市町村等の地域の関係機関との連携強化や情報共有により、早期発見・早期対応を図るとともに、家庭への支援を充実させます。  <u>また、DVを発見し適切な支援につなげるため、教育委員会と連携して、SSWを含む学校関係者に対し、既存のリーフレット等を活用してDVの広報啓発を行うとともに、広く配偶者暴力相談支援センターの周知を図ります。</u></p>	<u>女性相談支援センター</u> 福祉保健所 教育委員会
<p>●<b>民間支援団体等による同行支援や居場所づくりなど特色ある取組の推進</b></p>	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター

【45ページ】

取組項目) ①市町村の取組強化に向けての働きかけ、市町村との連携強化【再掲】	担当課等
<p>●<b>市町村基本計画の策定と取組の推進</b>  <u>市町村が地域の実情に合った基本計画を策定できるよう情報提供や助言等の支援を積極的に行います。</u></p>	県民生活・男女共同参画課

【43ページ】

取組項目) ②被害者及び子どもの心身の回復の支援	担当課等
<p>●<b>関係機関の連携による子どもの心身の成長の見守り</b>                      学校や<b>保育所・幼稚園</b>等を中心とした、関係機関による連携した心身の成長の見守りや支援を実施することで、暴力の連鎖を防ぎます。                      また、子どもの自尊感情を育むための保育・教育・子育てに関する研修等を保育者や保護者等に対して行うことで、子どもの心身の健康回復や健やかな成長につなげます。</p>	福祉保健所 児童相談所 教育委員会
<p>●<b>養護教諭・スクールカウンセラー等による学校での<b>ケア</b></b>                      養護教諭やスクールカウンセラーを対象に、子どもの心身の健康状態を把握し、適切に対応できるスキルの向上のための研修を実施するとともに、子どもや保護者、教員が相談しやすい環境づくりを行います。                      また、スクールカウンセラー等が講師となり、教職員の対応力向上のための校内研修等を実施し、学校全体の対応力アップを図ります。</p>	教育委員会
<p>●<b>スクールソーシャルワーカー及び市町村職員等による家庭等での<b>ケア</b></b>                      被害者が地域で暮らすことができるよう、地域でのネットワークづくりのために、学校や市町村等の地域の関係機関との連携強化や情報共有により、早期発見・早期対応を図るとともに、家庭への支援を充実させます。</p>	福祉保健所 教育委員会
<p>●<b>民間支援団体等による同行支援や居場所づくりなど特色ある取組の推進</b></p>	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター

【45ページ】

取組項目) ①市町村の取組強化に向けての働きかけ、市町村との連携強化【再掲】	担当課等
<p>●<b>市町村基本計画の策定と取組の推進</b>  <u>市町村において、地域の実情に合わせた基本計画の策定が進むよう、助言や情報提供などにより支援します。</u></p>	県民生活・男女共同参画課

【47ページ】

取組項目) ①関係機関等との連携強化に向けた取組	担当課等
<p>●地域における企業、関係機関・団体・者との連携強化・理解促進のための取組の実施【2(1)再掲】</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 児童家庭課／児童相談所、地域福祉政策課 高齢者福祉課 障害保健福祉課 教育委員会</p>
<p>●生活保護、保育支援、就労支援制度及び保証料補給制度、融資制度等の各種支援に関する情報提供及び利用に向けた支援【4(1)再掲】</p> <p>被害者の自立のためには、生活保護や児童扶養手当の受給、<u>母子生活支援施設の利用、母子父子寡婦福祉資金貸付制度等の各種福祉制度の活用が必要となる場合があります。その他、職業訓練を受ける際の託児サービスの提供や民間支援団体の協力による保証料の助成等の支援が行われていますので、これらの制度の情報提供や利用・手続きの支援（書類の作成、申請の際の同行等）を行います。</u></p> <p><u>また、現金が無くても職業訓練を受講出来るような支援方法について、検討を行います。</u></p>	<p>女性相談支援センター 福祉保健所 児童家庭課 雇用労働政策課</p>

【49ページ】

取組項目) ②子どもの健やかな成長の見守り	担当課等
<p>●児童相談所や福祉保健所等による育児支援【4(2)再掲】</p>	<p>福祉保健所 児童相談所</p>
<p>●要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携【4(2)再掲】</p> <p>子どもを守るための地域ネットワークである要保護児童対策地域協議会や、住民の最も身近なところで見守りや相談を行っている民生委員・児童委員と連携し、傷ついた子どもの健やかな成長を見守ります。</p>	<p>地域福祉政策課 <u>児童相談所</u> 教育委員会</p>
<p>●養護教諭・スクールカウンセラー等による学校での<u>ケア</u>の充実【4(2)再掲】</p> <p>養護教諭やスクールカウンセラーを対象に、子どもの心身の健康状態を把握し、適切に対応できるスキルの向上のための研修を実施するとともに、子どもや保護者、教員が相談しやすい環境づくりを行います。</p> <p>また、スクールカウンセラー等が講師となり、教職員の対応力向上のための校内研修等を実施し、学校全体の対応力アップを図ります。</p>	<p>教育委員会</p>

【47ページ】

取組項目) ①関係機関等との連携強化に向けた取組	担当課等
<p>●地域における企業、関係機関・団体・者との連携強化・理解促進のための取組の実施【2(1)再掲】</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 児童家庭課／児童相談所 地域福祉政策課 高齢者福祉課 障害保健福祉課 教育委員会</p>
<p>●生活保護、保育支援、就労支援制度及び保証料補給制度、融資制度等の各種支援に関する情報提供及び利用に向けた支援【4(1)再掲】</p> <p>被害者の自立のためには、生活保護や児童扶養手当の受給、<u>また母子生活支援施設の活用が必要となる場合がありますので、各種制度の情報提供や利用・手続きの支援（書類の作成、申請の際の同行等）を行います。</u></p> <p><u>また、職業訓練を受ける際等に、託児サービスを利用出来るように情報提供や周知を図ります。</u></p> <p><u>さらに、民間支援団体の協力による保証料の助成や、市町村役場、福祉事務所が窓口の母子・寡婦福祉資金貸付制度等の情報を提供します。</u></p>	<p>女性相談支援センター 福祉保健所 児童家庭課 雇用労働政策課</p>

【49ページ】

取組項目) ②子どもの健やかな成長の見守り	担当課等
<p>●児童相談所や福祉保健所等による育児支援【4(2)再掲】</p>	<p>福祉保健所 児童相談所</p>
<p>●要保護児童対策地域協議会や民生委員・児童委員との連携【4(2)再掲】</p> <p>子どもを守るための地域ネットワークである要保護児童対策地域協議会や、住民の最も身近なところで見守りや相談を行っている民生委員・児童委員と連携し、傷ついた子どもの健やかな成長を見守ります。</p>	<p>地域福祉政策課 <u>児童家庭課</u> 教育委員会</p>
<p>●養護教諭・スクールカウンセラー等による学校での<u>ケア</u>【4(2)再掲】</p> <p>養護教諭やスクールカウンセラーを対象に、子どもの心身の健康状態を把握し、適切に対応できるスキルの向上のための研修を実施するとともに、子どもや保護者、教員が相談しやすい環境づくりを行います。</p> <p>また、スクールカウンセラー等が講師となり、教職員の対応力向上のための校内研修等を実施し、学校全体の対応力アップを図ります。</p>	<p>教育委員会（人権教育、スポーツ健康）</p>

●スクールソーシャルワーカー及び市町村職員等による家庭等でのケアの充実【4(2)一部再掲】

被害者が地域で暮らすことができるよう、地域でのネットワークづくりのために、学校や市町村等の地域の関係機関との連携強化や情報共有により、早期発見・早期対応を図るとともに、家庭への支援を充実させます。

また、DVを発見し適切な支援につなげるため、教育委員会と連携して、SSWを含む学校関係者に対し、既存のリーフレット等を活用してDVの広報啓発を行うとともに、広く配偶者暴力相談支援センターの周知を図ります。

女性相談支援センター  
福祉保健所  
教育委員会

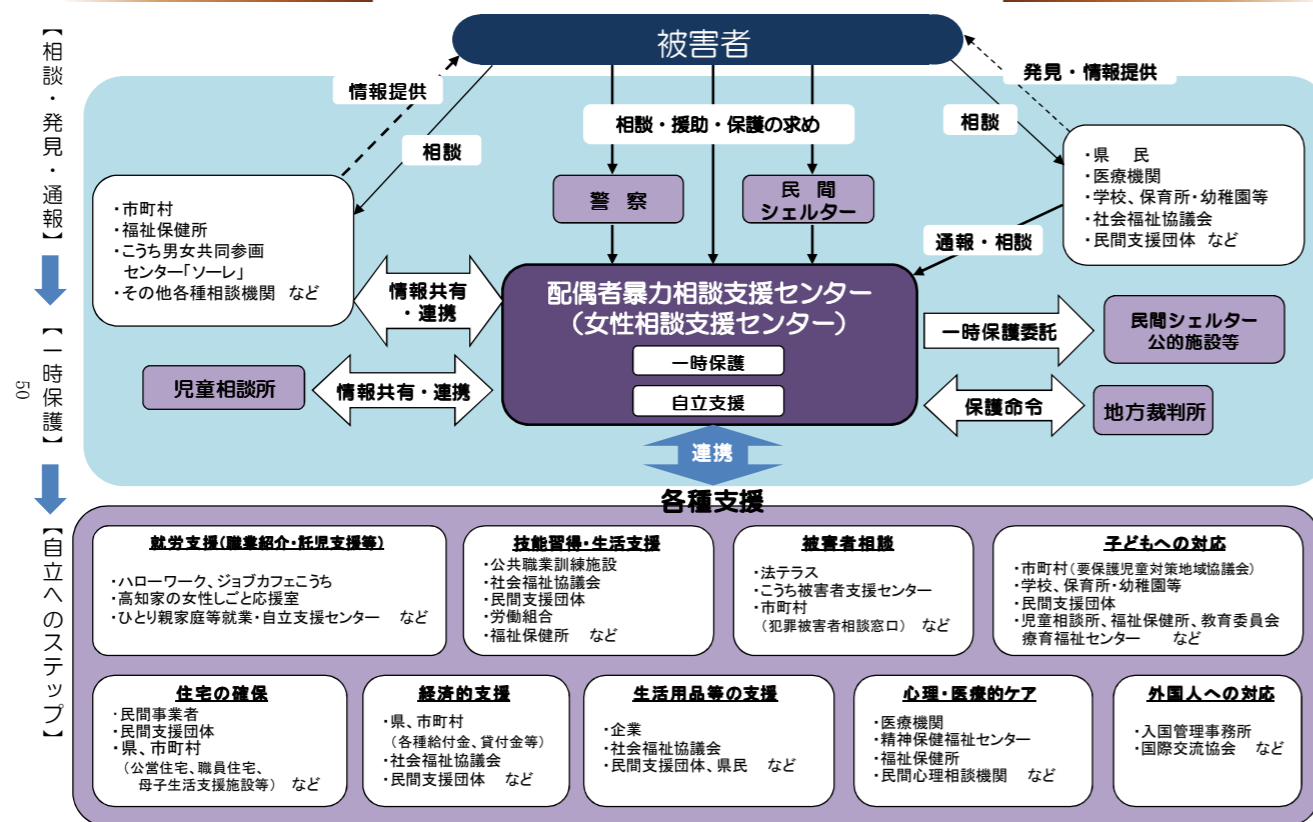
●スクールソーシャルワーカー及び市町村職員等による家庭等でのケア【4(2)一部再掲】

被害者が地域で暮らすことができるよう、地域でのネットワークづくりのために、学校や市町村等の地域の関係機関との連携強化や情報共有により、早期発見・早期対応を図るとともに、家庭への支援を充実させます。

福祉保健所  
教育委員会

【50ページ】

DV被害者支援の流れ（連携図）



【50ページ】

DV被害者支援の流れ（連携図）

